

---

---

## 第4次 東郷町エコプラン

東郷町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

令和6年度～令和12年度

---

---

令和6年3月

愛知県東郷町

都市環境部 環境課



# 目次

## 第1章 基本的事項

1 計画策定の背景	1
(1) 地球温暖化とは	1
(2) 国際的な動向	1
(3) 我が国の取組	2
2 計画の目的	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
(1) 対象とする範囲	3
(2) 対象とする温室効果ガス	3

## 第2章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 第3次計画の取組実績	4
(1) 第3次計画の目標	4
(2) 第3次計画の削減実績	4
(3) 第3次計画の目標達成状況	5
2 本計画における温室効果ガス排出量の削減目標	6
3 温室効果ガス削減目標量	7

## 第3章 目標達成に向けた取組

1 職員等の取組	8
(1) 取組の基本方針	8
(2) 具体的な取組内容	8
2 施設や設備管理者等の取組	9
3 事務局の取組	10

## 第4章 計画の推進・進捗管理

1 庁内体制	11
2 点検体制	11
3 公表	11

# 第1章 基本的事項

## 1 計画策定の背景

### (1) 地球温暖化とは

地球温暖化とは、人間の産業活動などにより排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果を有するガスが増加し、地球の大気や海水の温度が上昇する現象をいいます。

既に、世界的には平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が確認されており、我が国でも平均気温の上昇、暴風、台風等気候変動による被害、農作物や生態系への影響等が確認されています。

### (2) 国際的な動向

2015年(平成27年)のCOP21において、2020年(令和2年)以降の法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。この「パリ協定」は、京都議定書(京都議定書第1回締約国会議(COP/MOP1))に代わる国際的な枠組みであり、「気温上昇を2度以内に抑える」といった共通目標が掲げられたほか、各国が温室効果ガスに関する自主的な削減目標を示し、2016年(平成28年)11月に発効されましたが、法的拘束力がないものでした。

また、その後公表されたIPCCの「1.5°C特別報告書」(2018年(平成30年))では、世界の平均気温の上昇を1.5°Cの水準に抑えるため、二酸化炭素排出量を2050年ごろに正味ゼロとすることが必要と報告され、2021年(令和3年)8月には、第6次評価報告書(第1作業部会報告書)の中で、「人間活動の影響が大気や海洋、陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」とされました。

### (3) 我が国の取組

我が国では、2020年(令和2年)10月、菅内閣総理大臣(当時)が「2050年(令和32年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。

また、2021年(令和3年)10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定後の地球温暖化対策計画では、2030年(令和12年)度の温室効果ガスの削減目標を2013年(平成25年)度比46%削減することとし、さらに50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されました。

改定後の地球温暖化対策計画の中で、温室効果ガス排出量・吸収量の2013年(平成25年)度実績は1,408百万tとされており、それを2030年(令和12年)度までに46%減の760百万tまで削減することとされています。

全体で46%、760百万tを削減することとなっていますが、その内訳の中では削減目標は各部門ごとに分かれており、目標値も様々です。東郷町役場が対象となる分野は「エネルギー起源二酸化炭素・業務その他部門」で、この削減目標は51%とされています。

## 2 計画の目的

---

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」(以下「温対法」という。)第21条に規定する「地方公共団体実行計画」として、行政の事務・事業より排出される温室効果ガスの把握及び排出削減並びに温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を目的として本町が策定する計画(地方公共団体実行計画(事務事業編))となります。

### 3 計画の期間

---

国の地球温暖化対策計画と整合性を図り2024年(令和6年)度から2030年(令和12年)度までの7年間を計画期間とします。ただし、国の環境・エネルギー政策などの動向により、必要に応じて見直しを行います。

### 4 計画の対象

---

#### (1) 対象とする範囲

第3次計画で対象としていた役場庁舎、保育園及び児童館(西部老人憩の家含む)の事務及び事業に加え、町民会館、総合体育館、いこまい館、愛知池運動公園、町民運動広場、ゲートボール場、資源回収ステーション、中部老人憩の家を加え本計画の対象範囲とします。

#### (2) 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項で対象とされている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)の7種類の温室効果ガスのうち、我が国の温室効果ガスの約9割は二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)が占めていることから「二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)」を対象とし、その排出を抑制します。残り6種類の温室効果ガスについては排出量が極めて少ないため、本計画では対象外とします。

## 第2章 温室効果ガス排出量の削減目標

### 1 第3次計画の取組実績

#### (1) 第3次計画の目標

第3次計画では役場庁舎、保育園及び児童館の事務及び事業を対象範囲とし、温室効果ガス排出量を6%削減することを掲げ取組を行ってきました。

加えてエネルギー別に電気使用で24.0t、ガス使用で5.2t、燃料使用で2.8tの削減を併せて掲げました。

#### (2) 第3次計画の削減実績

【施設別温室効果ガス排出状況表】

(単位:t)

施設名	平成 25 年度排出量	令和 4 年度排出量	削減率
役場庁舎	337	278	17.6%
保育園	128	158	▲23.2%
児童館	72	71	1.4%
合計	538	507	<u>5.7%</u>

※排出量の合計が合計値と異なるのは、端数処理によるものです。

※児童館の数値には、西部老人憩の家の排出量が含まれています。

## 【エネルギー別温室効果ガス排出状況表】

(単位:t)

エネルギー種別	平成 25 年度排出量	令和 4 年度排出量	削減排出量
電気	400	407	▲7
ガス	90	65	25
燃料	47	35	12
合計	538	507	31

※各項目の合計が合計値と異なるのは、端数処理によるものです。

## (3) 第3次計画の目標達成状況

## 【目標達成状況表】

エネルギー種別	令和 4 年度目標値	令和 4 年度実績	達成状況
CO2 排出量	6%減	5.7%減	未達
電気使用による排出量	24t 減	7t 増	未達
ガス使用による排出量	5t 減	25t 減	達成
燃料使用による排出量	3t 減	12t 減	達成

全体で見た場合第3次計画で掲げた削減目標値6%に対し5.7%の結果となり、0.3%届かず目標を達成することができませんでした。

また、エネルギー別でみると電気使用で24t削減するところ7tの増、ガス使用で5t削減するところ25tの減、燃料使用で3t削減するところ12tの減という結果となり、電気使用では目標を達成することはできませんでした。

この原因は、対象施設の一つである保育園における電気使用量の増加にあり

ます。増加の要因としては新たな保育園の建て替え、新たな保育施設の設置などが原因と考えられます。

## 2 本計画における温室効果ガス排出量の削減目標 ---

本町の温室効果ガス排出削減目標の設定に当たっては、政府実行計画「業務その他の部門」における削減目標に準じ、2013年(平成25年)度を基準年度とし、最終年度である2030年(令和12年)度までに温室効果ガス排出量を51%削減することを目指します。

### 3 温室効果ガス削減目標量

【施設別温室効果ガス排出状況及び削減目標値】

(単位:t)

施設名	平成 25 年度 [基準年]	令和 4 年度 [最近の実績]	削減目標値
役場庁舎	337	278	<u>165</u>
町民会館	318	271	<u>156</u>
いこまい館	793	678	<u>388</u>
総合体育館	199	179	<u>97</u>
運動施設 (愛知池運動公園等)	20	19	<u>10</u>
福祉・子育て施設 (保育園、児童館等)	200	229	<u>98</u>
その他 (資源回収ステーション等)	264	408	<u>129</u>
合計	2,131	2,061	<u>1,044</u>

※排出量の合計が合計値と異なるのは、端数処理によるものです。

排出削減目標である温室効果ガス排出量の51%削減を達成するには、基準年である、2013年(平成25年)度の排出量2,131tから1,087tの削減が必要であり、現時点の2022年(令和4年)度の排出量からさらに1,017tを削減する必要があります。

## 第3章 目標達成に向けた取組

### 1 職員等の取組

#### (1) 取組の基本方針

- ・施設の電気使用量と燃料使用量を削減します。
- ・公用車における燃料使用量を削減します。
- ・環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく取組を推進します。

#### (2) 具体的な取組内容

項目	取組内容の一例
空調	・室温を夏は高め(28℃)・冬は低め(19℃)にする ・空調の運転時間を適正化する ・夏季において翌朝の温度上昇を防ぐため、退庁時に窓際のブラインドやカーテンを閉める等、遮光を管理し冷房の効率化を図る+
給湯等	・給湯温度をこまめに調整する
照明	・外光等を利用し、必要な場所・時間帯のみ点灯し、無駄をなくす ・使用しない部屋の照明はこまめに消灯する ・昼休み時間等、来客のないフロアの照明は消灯する
エレベーター	・出来るだけ使用しないように努め、階段を積極的に利用する
OA機器	・可能な範囲で省電力モードを採用する ・退庁時は電源を切る ・電子決裁システムの導入等ペーパーレス化を進めます
公用車	・アクセル調整等のエコドライブに努める ・出張等は公共交通機関を積極的に利用する ・相乗りを励行し、使用台数の削減に努める ・不要な荷物は積まないように努める
用紙類	・両面コピー、裏面活用を徹底する ・ミスコピーをしないよう努める ・庁内情報システムを有効利用し、紙の使用を減らす ・コピー・プリンター用紙は、原則として全て再生紙(古紙配合率

	100%、白色度70%以下)とする
廃棄物 リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミの分別を徹底し、資源化を促進する</li> <li>・割り箸・紙コップ等の使用を自粛する</li> <li>・封筒、ファイルなどの再利用を促進する</li> <li>・プリンタのトナーカートリッジの回収、リサイクルを推進する</li> <li>・昼食等の食べきりを推進する</li> <li>・個人のごみは持ち帰る</li> </ul>
物品購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入を推進する</li> <li>・購入する封筒は全て再生紙使用の商品とする</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クールビズ、ウオームビズの励行</li> <li>・ノー残業デーを設定し徹底する</li> <li>・ノーカーデーを設定し通勤に自家用車を使用しない日を設ける</li> <li>・定時退庁を心掛ける</li> <li>・温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する</li> </ul>

## 2 施設や設備管理者等の取組

庁舎・出先機関の施設・設備管理責任者は、施設・設備管理担当職員と共に次に示す地球温暖化対策を推進する。また、施設・設備管理担当職員は、庁舎・出先機関の職員への地球温暖化対策に関する啓発等を行い、施設利用者等への地球温暖化対策に関する呼びかけを行い、地球温暖化対策を確実に実施する。

項目	取組内容の一例
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃</li> <li>・機器の更新時は省エネタイプを選択する</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明器具の定期的な保守点検</li> <li>・機器の更新時は省エネタイプを選択する</li> </ul>
給湯等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給湯器の定期的な点検</li> <li>・機器の更新時は省エネタイプを選択する</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車保有台数は必要最小限とする</li> <li>・車両買替時は低公害車購入に努める</li> </ul>

### 3 事務局の取組

---

事務局は、次に示す取組を実施し、本計画に定めた温室効果ガス排出量削減目標の達成に努める。

項目	取組内容
情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助・助成金事業等に関する情報を収集し、情報提供を行う</li><li>・省エネ診断やCO<sub>2</sub>削減診断等に関する情報を収集し、情報提供を行う</li></ul>
進行管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・本計画の周知徹底を図る</li><li>・法令に基づき、各施設等のエネルギーデータを基に、本町の温室効果ガス排出量を算定し、各種報告を行う</li><li>・各施設の地球温暖化対策に関する取組を支援する</li></ul>
取組強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・新しい技術や手法等を検討し、地球温暖化対策の強化を図る</li></ul>
情報公開	<ul style="list-style-type: none"><li>・毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表する</li></ul>

## 第4章 計画の推進・進捗管理

### 1 庁内体制

---

以下の庁内体制により、計画の着実な推進と進行管理を行います。

#### ①推進本部

都市環境部長を本部長とする推進本部において、計画の点検及び見直しを行います。

#### ②各課等の推進管理

各課等の長は状況を把握することに加え、事務局とともに点検し、計画の総合的な推進を図ります。

#### ③事務局

事務局を環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

### 2 点検体制

---

事務局は、定期的に進捗状況の把握を行い、施策の実施状況、温室効果ガス排出量算定、温室効果ガス増減要因分析などを行い、東郷町環境審議会に報告し、外部意見として聴取します。

### 3 公表

---

実行計画の実施に伴う評価・点検の結果は、温室効果ガス排出量、取組項目の進捗状況等について、毎年、ホームページ等により広く公表します。

## 第4次 東郷町エコプラン

東郷町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

令和6年3月発行

編集・発行 東郷町

東郷町都市環境部環境課